

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行

（当日が休日に  
当たるときは、  
翌日の発行日  
とする）

## 目 次

◇調査告示 監査結果の公表

### 監査委員会告示

#### 鳥取県監査公告第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定による監査請求について、同条第3項の規定により監査を行ったので、その結果を次のとおり公告する。

平成8年1月26日

鳥取県監査委員	森	本	才	司
鳥取県監査委員	松	下	陽	吉
鳥取県監査委員	岩	見	誠	次
鳥取県監査委員	広	田	喜	代
鳥取県監査委員	広	田	喜	代

#### 第1 監査の請求

平成7年11月28日に、次のとおり鳥取県知事に対する措置請求書（以下「請求書」という。）が提出された。

##### 1 請求人

米子市宗像15-9

弁護士 高橋 敬 幸

##### 2 請求の要旨

(1) 鳥取県（以下「県」という。）は日本下水道事業団（以下「事業団」という。）との間の基本協定に基づき、事業団に対し、平成4年度（協定日平成5年3月5日）に天神川流域下水道天神浄化センター電気設備工事その8を、平成5年度（協定日平成5年8月6日）に同工事その9を委託した。

(2) 事業団は、上記2工事をいずれも指名競争入札の方式により発注し、これら落札した株式会社東芝との間に工事請負契約（契約金額の合計は150,895,000円。内訳は、上記その8工事は契約金額117,111,000円、上記その9工事は契約金額33,784,000円。）を締結した。

この契約金額は、県から事業団に対し全額支払われている。

(3) ところで、事業団の発注する電気設備工事に関しては、株式会社東芝ほか8社（日立製作所、富士電機、三菱電機、明電舎、安川電機、日新電機、神鋼電機、高岳製作所）により、平成2年以来「九社会」と称する該合組織が結成されてきた。そして、平成4年度及び平成5年度の両年度については、年度当初に事業団より工事の件名及び発注予定金額の呈示を受けた上で、9社はドラフト会議と称する会合を開き、当該年度の工事全部につき受注予定者を一括決定し、かつ、各工事の入札に先立って、受注予定者が必ず落札できるように相指名者間で入札価格を調整するという談合を行った。

(4) この談合により、少なくとも上記両年度に事業団が発注した電気設備工事に関しては、受注業者間の競争が排除されたのであるが、もし受注業者間に公正な競争が確保されていたとすれば、落札価格すなわち契約金額は、実際の価格

よりも20%以上は低くなった筈である。

(5) すなわち上記9社及び事業団は、談合という共同不法行為を通じて契約金額を不法につり上げることにより、工事委託者として最終的にこの契約代金を負担した県に対し上記差額に相当する損害を与えたものである。

(6) 県知事は、県が上記不法行為者に対して有する損害賠償請求権を行使して、県の受けた損害を補填する措置を講ずる責任があるのにこれを怠っているので、請求人は、監査委員が県知事に対しこの措置を講ずべきことを勧告することを求める。

第2 請求の受理

請求書は、平成7年11月28日に提出されたが、地方自治法第242条第1項の規定による請求書の記載事項に不備があったため、請求人に対して補正を求めたところ、訂正された請求書が同年12月5日に提出された。

この結果、請求書は所定の要件を備えるに至ったと認められたため、同日に受理を決定し、同年11月28日に遡及してこれを受理した。

第3 請求人の陳述等

地方自治法第242条第5項の規定により、平成7年12月22日に請求人に対して、証拠の提出及び陳述の機会を設け、請求人から陳述を受けた。

第4 監査等の実施

1 監査対象事項

請求書に記載されている事項及び請求人陳述の内容を勘案して、監査請求の趣旨を「株式会社東芝ほか8社(日立製作所、富士電機、三菱電機、明電舎、安川電機、日新電機、神鋼電機、高岳製作所)及び事業団は、談合という共同不法行為を通じて契約金額を不法につり上げることにより、電気設備工事委託者として最終的に契約代金を負担した県に対し損害を与えた。

鳥取県知事は、県が上記不法行為者に対して有する損害賠償請求権を行使して、県の受けた損害を補填する措置を講ずる責任があるのにこれを怠っているのは、財産の管理を怠る事実が該当するものである。」と解する。

したがって、監査対象事項を「鳥取県知事が当該案件に対して損害賠償請求権を行使しないのは、財産の管理を怠る事実が該当するかどうか。」とした。

2 監査を実施した課

監査は、鳥取県土木部下水道課(以下「下水道課」という。)について、平成7年12月22日に実施し、資料の提出を求め、事情聴取を行った。

3 関係人の調査

調査は、事業団及び公正取引委員会について、同年12月25日に実施した。

第5 事実関係の調査結果

1 下水道課

(1) 平成4年度及び平成5年度に、天神川流域下水道天神浄化センター建設工事のうち電気設備工事に係る年度実施協定(以下「実施協定」という。)を県と事業団が締結した状況は、次のとおりである。

ア 平成4年度実施協定 平成5年3月5日締結  
イ 平成5年度実施協定 平成5年8月6日締結

なお、基本協定は昭和53年度から昭和58年度までの建設工事について締結されているが、平成元年度以降の建設工事については基本協定を締結しないで実施協定により工事を委託している。

(2) 平成4年度及び平成5年度実施協定を締結するに当たり、県は建設省及び県が定めた設計積算基準等により設計書の積算等が適正であることを確認している。

(3) 県は工事完成後事業団が行う完成検査に立ち会っており、事業団から提出された完成調書を認定し、施設の引き渡しを受けている。

2 事業団

(1) 平成4年度及び平成5年度実施協定による電気設備工事は、いずれも事業団と

株式会社東芝が次のとおり工事請負契約を締結している。

ア 天神川流域下水道天神浄化センター電気設備工事その8

117,111,000円 平成5年3月30日締結

イ 天神川流域下水道天神浄化センター電気設備工事その9

33,784,000円 平成5年9月17日締結

(2) 天神川流域下水道天神浄化センター電気設備工事その8は、事業団会計規程第55条第4項第1号に基づき随意契約により契約を締結している。

また、同電気設備工事その9は、事業団会計規程第55条第4項第3号に基づき随意契約により契約を締結している。

(3) 契約を締結するときの予定価格調書、設計書、見積書等については提示できないことから、予定価格等の把握ができなかった。

3 公正取引委員会

(1) 公正取引委員会は、事業団が発注した電気設備工事について私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)違反があったとして、平成7年7月12日に株式会社東芝ほか8社に対し課徴金納付命令を行った。

(2) しかし、天神川流域下水道天神浄化センター電気設備工事その8及び同電気設備工事その9については、課徴金対象物件名のリストに記載されておらず、課徴金納付命令の対象となっていない。

その理由は、次のとおりである。

ア 調査の結果、独占禁止法違反として認定した工事は、事業団が平成4年度及び平成5年度に指名競争入札の方法により発注した電気設備工事の新規工事である。

イ 本件工事は、随意契約による電気設備工事である。

第6 監査の結果

1 請求人が指摘する鳥取県知事が損害賠償請求権を行使する措置を求めることにつ

いては、下水道課の監査、事業団及び公正取引委員会の調査から総合的に判断すると、請求の要旨に該当する事実は認められなかったことから、地方自治法第242条第1項に規定する財産の管理を怠る事実に該当せず、請求については理由がないと認める。

したがって、本請求は棄却する。

2 理 由

(1) 下水道課の監査では、県は実施協定を締結するに当たり、建設省及び県が定めた設計積算基準等により、設計書の積算等が適正であることを確認している。

(2) 事業団の調査では、天神川流域下水道天神浄化センター電気設備工事その8及び同電気設備工事その9は、いずれも事業団と株式会社東芝とが随意契約により契約を締結したことを確認したが、請求人が主張する事実は確認できなかった。

(3) 公正取引委員会の調査では、天神川流域下水道天神浄化センター電気設備工事その8及び同電気設備工事その9は、談合の事実は確認できなかった。また、課徴金対象物件名のリストにも記載されていない。